

建築物解体工事共通仕様書（平成18年版）

1章 一般共通事項

1節 一般事項

1.1.1

適用範囲

- (a) 建築物解体工事共通仕様書（以下「解体共通仕様書」という。）は、建築物等を解体する工事に適用する。
- (b) 解体共通仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、請負者の責任において履行するものとする。
- (c) 解体共通仕様書の2章以降の各章は、1章と併せて適用する。
- (d) 解体共通仕様書の2章以降の各章において、一般事項が1節に規定されている場合は、2節以降の規定と併せて適用する。
- (e) すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(5)の順番のとおりとし、これにより難しい場合は、1.1.8 [疑義に対する協議等] による。
 - (1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの）
 - (2) 現場説明書
 - (3) 特記仕様書
 - (4) 図面
 - (5) 解体共通仕様書

1.1.2

用語の定義

解体共通仕様書において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「監督職員」とは、契約書に規定する監督職員、監督員又は監督官をいう。
- (2) 「請負者等」とは、当該工事請負契約の請負者又は契約書の規定により定められた現場代理人をいう。
- (3) 「監督職員の承諾」とは、請負者等が監督職員に対し書面で申し出た事項について、監督職員が書面をもって了解することをいう。
- (4) 「監督職員の指示」とは、監督職員が請負者等に対し工事の施工上必要な事項を書面によって示すことをいう。
- (5) 「監督職員と協議」とは、協議事項について、監督職員と請負者等とが結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
- (6) 「監督職員の検査」とは、施工の各段階で請負者等が確認した施工状況等について、請負者等より提出された資料に基づき、監督職員が設計図書との適否を判断することをいう。

- (7) 「監督職員の立会い」とは、工事の施工上必要な指示、承諾、協議、検査及び調整を行うため、監督職員がその場に臨むことをいう。
- (8) 「特記」とは、1.1.1(e)の(1)から(4)に指定された事項をいう。
- (9) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は捺印された文書をいう。
- (10) 「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、工事安全衛生計画書、工事写真、その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。
- (11) 「工事検査」とは、契約書に規定する工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。
- (12) 「技術検査」とは、工事の施工体制、施工状況について、発注者が定めた者が行う技術的な検査をいう。
- (13) 本章において定義されていない用語については、3章〔解体施工〕以降の各章による。

1.1.3

官公署その他への届出手続等

- (a) 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
- (b) (a)に規定する届出手続等を行うに当たっては、届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。
- (c) 関係法令等に基づく官公署その他関係機関の検査においては、その検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

1.1.4

工事实績情報の登録

工事实績情報を登録することが特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けたのちに、次に示す期間内に登録の手続きを行うとともに、登録されることを証明する資料を、監督職員に提出する。ただし、期間には、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する国民の祝日（以下「祝日」という。）等は含まない。

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 工事受注時 | 契約締結後10日以内 |
| (2) 登録内容の変更時 | 変更契約締結後10日以内 |
| (3) 工事完成時 | 工事完成後10日以内 |

なお、変更時と完成時の間が10日に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.1.5

書類の書式等

- (a) 書面を提出する場合の書式（提出部数を含む。）は、別に定めがある場合を除き、監督職員の指示による。
- (b) 施工体制台帳及び施工体系図の作成等については、建設業法（昭和24年法律第100

号)及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に従ってこれを行うとともに、監督職員に提出する。

1.1.6

設計図書等の取扱い

- (a) 設計図書及び設計図書において適用される必要な図書を整備する。
- (b) 設計図書及び工事関係図書を、工事の施工のために使用する以外の目的で第三者に使用させない。また、その内容を漏えいしない。ただし、これらの工事関係図書が市販されている場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

1.1.7

別契約の関連工事

別契約の施工上密接に関連する工事については、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に努める。

1.1.8

疑義に対する協議等

- (a) 設計図書に定められた内容に疑義が生じたり、設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、監督職員と協議する。
- (b) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定による。
- (c) (a)の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項は、1.2.3(a)による。

1.1.9

工事の一時中止に係る事項

次の(1)から(4)のいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

- (1) 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合
- (2) 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合
- (3) 別契約の関連工事の進捗が遅れた場合
- (4) 埋蔵文化財が発見された場合

1.1.10

工期の変更に係る資料の提出

- (a) 契約書の規定に基づく工期の短縮を発注者より求められた場合は、協議の対象となる事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、監督職員に提出する。
- (b) 契約書の規定に基づく工期の変更についての協議を発注者で行うに当たっては、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。

1.1.11

特許権等

工事の施工上の必要から材料、施工方法等の考案を行い、これに関する特許権等を出願しようとする場合は、あらかじめ発注者と協議する。

1.1.12

文化財その他の埋蔵物

工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。また、当該埋蔵物の発見者としての権利は、法律の定めるところにより、発注者が保有する。

1.1.13

関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。

2節 工事関係図書

1.2.1

実施工程表

- (a) 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
- (b) 契約書の規定に基づく条件変更等により、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を遅滞なく変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。
- (c) (b)によるほか、実施工程表の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。
- (d) 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間又は月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。
- (e) 別契約の関連工事がある場合は、監督職員の指示を受ける。

1.2.2

施工計画書

- (a) 工事の着手に先立ち、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。
- (b) 施工計画書の内容を変更する必要がある場合は、監督職員に報告するとともに、施工等に支障がないよう適切な措置を講ずる。

1.2.3

工事の記録

- (a) 監督職員の指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。
- (b) 次の(1)から(3)については、施工の記録、工事写真等を整備する。
 - (1) 全般的な解体工事の状況及び建設副産物処理

- (2) 3.2.1 [事前措置]、3.3.1 [解体手順] の各段階における施工が完了した場合
 - (3) 施工の適切なことを証明する必要があるとして、監督職員の指示を受けた場合
 - (4) 設計図書に定められた施工の確認を行った場合
- (c) (a) (b) の記録について、監督職員より請求されたときは、提出又は提示する。

3節 工事現場管理

1.3.1

施工管理

- (a) 工事に先立ち、当該工事に係る立地条件、埋設物等を十分把握し、適切な施工管理体制を確立し、工程、安全、建設廃棄物処理等の施工管理を行う。
- (b) 工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。
- (c) 解体施工に携わる下請負人が解体工事業の登録を行っている場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）で定める技術管理者について資格を証明する資料を監督職員に提出する。

1.3.2

建設副産物対策等の責任者

次の(1)から(3)の責任者を選任し、適切な業務を行う。

なお、責任者は兼任することができる。

(1) 建設副産物対策の責任者

建設副産物対策が適切に実施されるよう指導する者として、建設副産物対策の責任者を選任し、監督職員に報告する。

(2) 特別管理産業廃棄物管理責任者

特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）で定められた特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を監督職員に提出する。

(3) 産業廃棄物処理責任者

当該現場に産業廃棄物処理施設を設ける場合は、廃棄物処理法で定められた産業廃棄物処理責任者を選任し、監督職員に報告する。

1.3.3

電気保安技術者

- (a) 電気保安技術者は、当該工事における電気工作物の工事を行うに当たり必要な電気主任技術者又は監督職員の承諾を受けた者とし、適用は特記による。
- (b) 電気保安技術者の資格又は知識及び経験を証明する資料を、監督職員に提出する。
- (c) 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い電気工作物の保安業務を行う。

1.3.4

工事中の電力設備の保安責任者

- (a) 工事中の電力設備の保安責任者として、関係法令等に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する。
- (b) 保安責任者は、適切な保安業務を行う。

1.3.5

施工条件

- (a) 施工時間は、次の(1)から(4)による。
 - (1) 日曜日及び祝日には工事の施工を行わない。ただし、設計図書に定めのある場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。
 - (2) 設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。
 - (3) 設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に工事を行う場合は、あらかじめ理由を付した書面により通知する。
- (b) 工事中の車両の駐車場所及び資機材等の置き場所は、原則として敷地内とする。ただし、これらにより難い場合は、監督職員と協議する。
- (c) (a)、(b)以外の施工条件は、特記による。

1.3.6

工事中の安全確保

- (a) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、その他関係法令等によるほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成 5 年 1 月 12 日建設省経建発第 1 号。以下「災害対策要綱」という。）に従うとともに、「建築工事安全施工技術指針」（平成 7 年 5 月 25 日 建設省営監発第 13 号）を参考に、常に工事の安全に留意して現場代理人が管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。
- (b) 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。
- (c) 工事の施工に当たっては、工事箇所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障を来さないような施工方法等を定める。ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議する。
- (d) 火気の使用や溶接・溶断作業等を行う場合は、火気の手配に十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設けるなど、火災の防止措置を講ずる。
- (e) コンクリート破砕片や鉄筋、鉄骨の切断片等の飛散により、第三者及び作業員に危害を与えないよう、解体作業区域を関係者以外の立ち入り禁止区域とし、必要に応じて監視員を置くなどの措置を講ずる。
- (f) 工事現場内及びその周辺の安全巡視を行い、災害防止に努める。

1.3.7

交通安全管理

建設副産物の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と十分打合せのうえ、交通安全管理を行う。

1.3.8

災害時の安全確保

災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を監督職員に報告する。

1.3.9

環境保全等

- (a) 建築基準法、環境基本法（平成5年法律第91号）、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、廃棄物処理法、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。）、建設リサイクル法その他関係法令等によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」（平成5年1月12日 建設省経建発第3号。以下「副産物処理要綱」という。）に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気及び大気汚染又は水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。
- (b) 建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。

1.3.10

発生材の処理

発生材の処理は、次による。

- (a) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。
- (b) 引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書を作成して監督職員に提出する。
- (c) (a)以外のものの処理は、4章〔建設廃棄物の処理〕及び5章〔特別管理産業廃棄物等の処理等〕による。

1.3.11

近隣との折衝

工事の施工に当たっての近隣との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告する。

- (1) 地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。
- (2) 工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。

4 節 施工調査

1.4.1

施工調査

- (a) 着工に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。
- (b) (a)の調査には、3章〔解体施工〕以降の各章による施工調査の調査事項を含めるものとする。

5 節 施工

1.5.1

施 工

施工は、設計図書、施工計画書及び監督職員の承諾を受けた実施工程表等に従って行う。

1.5.2

施工の確認及び報告

3.2.1〔事前措置〕及び3.3.1〔解体手順〕の各段階の施工が完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することを確認し、適時、監督職員に報告する。

なお、確認及び報告は、監督職員の承諾を受けた者が行う。

1.5.3

施工の検査等

設計図書に定められた場合、1.5.2により報告した場合及び監督職員より指示された工程に達した場合は、監督職員の検査を受ける。

1.5.4

施工の立会い等

- (a) 設計図書に定められた場合及び監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。この際、適切な時期に監督職員に対して立会いの請求を行うものとし、立会いの日時について監督職員の指示を受ける。
- (b) 監督職員の立会いに必要な資機材及び労務等を提供する。

1.5.5

工法の提案

設計図書に定められた工法以外で、安全性の確保及び環境の保全に有効な工法の提案がある場合は、監督職員と協議する。

6節 工事検査及び技術検査

1.6.1

工事検査

- (a) 契約書に規定する工事を完成したときの通知は、次の(1)から(3)に示す要件のすべてを満たす場合に、監督職員に提出することができる。
- (1) 設計図書に示すすべての工事が完了していること。
 - (2) 監督職員の指示を受けた事項がすべて完了していること。
 - (3) 設計図書に定められた工事関係図書及び記録の整備がすべて完了していること。
- (b) 契約書に規定する部分払を請求する場合は、当該請求に係る出来形部分等の算出方法について監督職員の指示を受けるものとし、当該請求部分に係る工事について、(a)の(2)及び(3)の要件を満たすものとする。
- (c) 契約書に規定する指定部分に係る工事完成の通知を監督職員に提出する場合は、指定部分に係る工事について、(a)の(1)から(3)の要件を満たすものとする。
- (d) (a)から(c)の通知又は請求に基づく検査は、発注者から通知された検査日に検査を受ける。
- (e) 工事検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

1.6.2

技術検査

- (a) 技術検査は、次の時期に行う。
- (1) 1.6.1の(a)から(c)に示す工事検査時
 - (2) 工事施工途中における技術検査（「中間技術検査」）の実施回数及び実施する段階が特記された場合
なお、検査日は、請負者等の意見を聞いて、発注者が定める。
 - (3) 施工途中における事故等により、発注者が特に必要と認めた場合
なお、検査日は、発注者が定める。
- (b) 技術検査は、通知された検査日に検査を受ける。
- (c) 技術検査に必要な資機材及び労務等を提供する。

2章 仮設工事

1節 一般事項

2.1.1

適用範囲

この章は、建築物等を解体するために必要な仮設工事に適用する。

2.1.2

仮設材料

仮設に使用する材料は、使用上差し支えのない程度のものとする。

2節 騒音等の養生その他

2.2.1

騒音・粉塵等の対策

(a) 騒音・粉塵等の対策は次の(1)から(3)により、その適用は特記による。特記がなければ(1)による。

なお、シート類は防炎処理されたものとする。

(1) 防音パネルは、隙間なく取り付ける。

(2) 防音シートは、ジョイントの重ねと結束を十分に施す。

(3) メッシュ金網、養生シート等は、隙間なく取り付ける。

(b) 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲及び高さ等は、特記による。

(c) 足場等は、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等によるほか、災害対策要綱に従い、防音パネル等の取り付けに適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

2.2.2

散水養生

(a) ブレーカー、穿孔機、破碎機、圧砕機等による粉塵発生部に常時散水を行う。

(b) 3.1.2(3)による「転倒解体」を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。

3節 仮設物

2.3.1

監督職員事務所、請負者事務所等

(a) 監督職員事務所の設置、規模及び仕上げの程度は、特記による。

(b) 監督職員事務所の備品等

(1) 監督職員事務所には、監督職員の指示により電灯、給排水その他の設備を設ける。
なお、設置する備品等の種類及び数量は、特記による。

(2) 監督職員事務所の光熱水料、電話の使用料、消耗品等は、請負者の負担とする。

- (c) 請負者事務所、従業員休憩所、便所等は、関係法令等に従って設ける。
なお、従業員宿舎は、構内に設けない。
- (d) 工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。
- (e) 工事完成までに工事用仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。

3章 解体施工

1節 一般事項

3.1.1

適用範囲

この章は、建築物等の解体施工に適用する。

3.1.2

用語の定義

この章において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「分別解体」とは、建築物等に用いられた建設資材に係る廃棄物等をその処理形態に応じて分別し、当該建築物を計画的に解体する行為をいう。
- (2) 「破砕解体」とは、圧砕機又はブレーカー等により、躯体を破砕して解体する行為をいう。
- (3) 「転倒解体」とは、壁・柱等の転倒方向を定め脚部の一部を破壊し、所定の方向に転倒させ解体する行為をいう。
- (4) 「部材解体」とは、カッター又はワイヤソー等により、躯体を部材ごと、又は柱と梁等の部材が組み合ったブロックごとに、切り離し解体する行為をいう。
- (5) 「自立状態」とは、対象となる柱又は壁等が、控えとなっていた他の架構や壁等から切り離され、自立した状態をいう。

3.1.3

施工調査

解体施工に係る施工調査は、次による。

- (1) 分別解体等の計画作成に係る調査
- (2) 構造的安全性等に係る次の(i)から(iv)による調査
 - (i) 重機・コンクリート破砕片等の想定される荷重に対して、床の強度等を構造計算により確認する。
 - (ii) 異種構造接合部の状況調査
 - (iii) 内装材等の解体後における構造体の劣化状況調査
 - (iv) カーテンウォール取り付け状況等の調査

2節 事前措置

3.2.1

事前措置

- (a) 特別管理産業廃棄物等がある場合は、5章〔特別管理産業廃棄物等の処理等〕及び6章〔アスベスト含有建材の除去等〕による除去及び回収を行う。
- (b) 建築物等の解体に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認する。
なお、給水管、ガス管、ケーブル等の供給管等の切断は、次の(1)及び(2)による。

- (1) 切断は、解体に支障がない位置で適切に行い、給水管、ガス管等は一次側をプラグ止めとする。また、切断位置は、記録を残し、監督職員に提出する。
- (2) 新たに配管・配線等の切り回しが必要となる場合は、監督職員と協議する。
- (c) 落下するおそれのある付属物は撤去する。
- (d) 建築物等の解体に際して、周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、駆除等を行う。
- (e) 電気設備のコンデンサ等は、残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。
- (f) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。
- (g) 浄化槽、排水槽等で汚水及び汚物の残留がある場合は、回収を行うとともに洗浄を行い、異臭の発生と周囲及び地中の汚染を防止する。

3 節 建築物の解体手順

3.3.1

解体手順

解体手順は、次の(1)から(7)による。ただし、解体施工の技術上これにより難しい場合は手順を変更し、監督職員に報告する。

- (1) 建築設備
- (2) 内・外装材
- (3) 屋根葺材等
- (4) 躯体
- (5) 基礎・杭その他
- (6) 構内舗装等
- (7) 地下埋設物、埋設配管

4 節 建築設備

3.4.1

建築設備

- (a) 電気設備は、次の(1)から(7)に分別解体する。
 - (1) 蛍光ランプ、H I Dランプ
 - (2) 小形二次電池
 - (3) 機器類
 - (4) 断熱材
 - (5) 配管類
 - (6) 電線・ケーブル類
 - (7) その他の電気設備
- (b) 機械設備は、次の(1)から(6)に分別解体する。

- (1) 配管及びダクト
- (2) 機器類
- (3) 保温材
- (4) 浄化槽、ユニットバス
- (5) 衛生陶器類
- (6) その他の機械設備

5節 内・外装材

3.5.1

内・外装材

(a) 内・外装材等は、次の(1)から(6)に分別解体する。ただし、アスベスト含有建材については、3.2.1(a)による。

- (1) 木材
- (2) 鋼製建具、アルミニウム製建具及びステンレス製建具等
- (3) せっこうボード
- (4) ALCパネル
- (5) 壁、天井材等の金属下地
- (6) その他の内・外装材等

(b) カーテンウォール等の取り外しは、取り付け部等の状況に十分注意し、倒壊又は落下防止に必要な措置を講ずる。

6節 屋根葺材等

3.6.1

屋根葺材

(a) 屋根葺材等は、次の(1)から(4)に分別解体する。

- (1) 長尺金属板及び折板等
- (2) 粘土瓦及びセメント瓦等
- (3) 屋根葺等材の金属下地等
- (4) その他の屋根葺材等

(b) 屋根葺材等の取り外しは、取付け部等の状況に十分注意する。

3.6.2

屋根防水

屋根防水材料等は、次の(1)から(4)に分別解体する。

- (1) 防水層保護のコンクリート及びれんが等
- (2) 断熱材等
- (3) アスファルト防水材料

- (4) その他の防水材等

7節 軀 体

3.7.1

軀 体

躯体は、次の(1)から(5)に分別解体する。

- (1) コンクリート
- (2) 鉄筋
- (3) 鉄骨
- (4) 木材
- (5) その他の構造材

3.7.2

躯体の解体

- (a) 解体に当たっては、施工計画書の手順に従って進め、躯体の安定性を常に確認する。
施工計画と相違する点を発見し、又は予見した場合は、工事を一時中断し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
- (b) 解体に重機等を使用する場合は、使用する重機やコンクリート塊等の重量及び振動や衝撃に対して、床・はり等に適切な補強を行い安全性を確保する。
- (c) 解体工法は、次の(1)から(5)による。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議する。
 - (1) 階上からの作業による破砕解体は、次の(i)及び(ii)による。
 - (i) 解体は上階から順に、1層ごとに解体する。
 - (ii) 大スパンの場合、過荷重を避けるため、複数の重機等が集中することのないようにする。
 - (2) 躯体の地上外周部の解体は、次の(i)及び(ii)による。
 - (i) 片持ち梁等が張り出している外周部は、外側への転倒を防止するため、張り出し部分を先に解体するか、又は適切な支持等を行う。
 - (ii) 外周部を自立状態にする場合、その高さは2層分以下とし、安全性を確認する。
 - (3) 地上外周部の転倒解体は、次の(i)から(iii)により、速やかに一連の作業を終了させる。
 - (i) 高さは1層分以下とする。
 - (ii) 1回の転倒解体部分(以下、転倒体という。)は、柱2本以上を含み、幅は1～2スパン程度とする。
 - (iii) 転倒体の壁の縁切り、柱脚部の転倒支点の欠き込み等に当たっては、事前に転倒防止措置を講ずる。
 - (4) 部材解体等による場合は、次の(i)及び(ii)による。

- (i) 解体範囲を部材ごと又はブロック単位ごとに、形状・寸法及び重量等を十分に検討し、落下及び転倒防止のため仮吊り又は仮支持を行い切り離す。
 - (ii) 切り離れた部材又はブロックは、落下及び転倒に十分注意し、クレーン等により吊り下げ、地上又はステージ上に降ろして分別解体する。
- (d) 異種構造及び増改築部等の解体に当たっては、接合部の強度等に十分注意し、安全確保に努める。

8節 基礎・杭

3.8.1

基礎等

基礎等は、騒音・振動等に配慮し、分別解体する。

3.8.2

杭

- (a) 杭の解体は、特記による。ただし、杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ等の記録を整備し、監督職員に提出する。
- (b) 杭は分別解体する。
- (c) 杭の解体工法は、次の(1)又は(2)により、その適用は特記による。
 - (1) 引抜き工法は、杭と地盤との摩擦を減ずるなど、適切な方法で引抜き作業を行い引抜き跡には、地盤の安定を維持するため山砂等の充填材を充填する。
 - (2) 破砕する場合は、振動に注意して作業を行う。破砕跡には地盤の安定を維持するため山砂等の充填材を充填する。
- (d) 高強度のPC杭等は、専門工場で分別解体する。

9節 構内舗装等

3.9.1

構内舗装等

- (a) アスファルトコンクリート及びコンクリート等は、分別解体する。
- (b) 樹木等の伐採抜根及び移植は、特記による。

10節 地下埋設物・埋設配管

3.10.1

地下埋設物・埋設配管等

- (a) 地下埋設物及び埋設配管等の解体は、特記による。
- (b) 地下埋設物及び埋設配管等は、分別解体する。

1 1 節 解体後の整地

3.11.1

整地・埋戻し・盛土

- (a) 解体後の埋戻し及び盛土は、特記による。
- (b) 解体後の敷地は、地均し等を行う。

4章 建設廃棄物の処理

1節 一般事項

4.1.1

適用範囲

この章は、解体工事に伴い発生する建設廃棄物の処理に適用する。

4.1.2

用語の定義

この章において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「建設副産物」とは、解体工事に伴い得られるものをいう。
- (2)「建設廃棄物」とは、建設副産物で、廃棄物処理法の規定による産業廃棄物のうち、特別管理産業廃棄物を除くものをいう。
- (3)「再資源化」とは、建設リサイクル法の規定による再資源化のうち、運搬を除くものをいう。
- (4)「縮減」とは、建設リサイクル法の規定による縮減をいう。
- (5)「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。
- (6)「処理」とは、保管、収集運搬及び処分をいう。
- (7)「処分」とは、「中間処理」、「再資源化」及び「最終処分」をいう。
- (8)「中間処理」とは、最終処分又は再生利用するために行う破碎、焼却、溶融等の処理をいう。
- (9)「最終処分」とは、廃棄物処理法の規定による最終処分のうち、再生を除くものをいう。
- (10)「中間処理施設」とは、中間処理をするための施設をいう。
- (11)「再資源化施設」とは、再資源化等をするための施設をいう。
- (12)「最終処分場」とは、安定型最終処分場、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場をいう。
- (13)「マニフェスト」とは、廃棄物処理法の規定による産業廃棄物管理票をいう。

4.1.3

施工調査

建設廃棄物に応じた収集運搬業者、処分業者、中間処理施設、再資源化施設、最終処分場の受入条件等を調査する。

4.1.4

建設廃棄物の処理計画

建設廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、1.2.2(a)による施工計画書に記載する。

処理計画では、委託による処理又は自己処理の別を明らかにする。

2 節 建設廃棄物の保管

4.2.1

工事現場内の保管

建設廃棄物の工事現場内の保管に当たっては、周辺の生活環境に影響をおよぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物保管基準」に従い保管する。

3 節 建設廃棄物の運搬及び処分の委託等

4.3.1

運搬及び処分の委託

- (a) 建設廃棄物の運搬及び処分の委託契約は、廃棄物処理法の規定により業者の異なるごとに、個別に書面で行う。
- (b) 建設廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬業者とする。
なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。
- (c) 建設廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物処分業者とする。
- (d) 混合廃棄物の処分の委託先は、選別設備を有する中間処理施設又は再資源化施設とする。
- (e) 建設廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。ただし、廃棄物処理法の規定による情報処理センターが運営する電子情報処理組織への登録により確認を行う場合は、この限りでない。

4.3.2

自己処理

- (a) 請負者等が自らその産業廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等に従い実施する。
- (b) 請負者等は、現場内でコンクリート塊の破砕等の処理のため、廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等による他、必要に応じて都道府県知事等の許可を得る。

4 節 再資源化等及び最終処分

4.4.1

再資源化等

- (a) 建設廃棄物に応じた中間処理施設及び再資源化施設は、特記による。
- (b) 次の建設廃棄物は、1.3.10(a)によるものを除き再資源化する。

- (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物
 - (2) 金属類
 - (3) 小形二次電池
- (c) 次の建設資材廃棄物の再資源化は、特記による。
- (1) 蛍光ランプ、H I Dランプ
 - (2) 硬質塩化ビニル管・継手
- (d) 木材を指定建設資材廃棄物として縮減する場合は、特記による。
- (e) (b)及び(c)により再資源化した場合は、再資源化の方法、再資源化されたものの数量、受け入れ先等を記載した調書を監督職員に提出する。
- (f) 再資源化された建設廃棄物の現場での利用は、特記による。

4.4.2

産業廃棄物広域認定制度

廃棄物処理法による産業廃棄物の広域的処理に係る特例により建設廃棄物を処理する場合は、特記による。

4.4.3

再資源化完了報告書等

特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による「再資源化等完了報告書」又は「建設リサイクル推進に係る実施事項について（建設リサイクルガイドライン）」（平成14年5月30日 国営計第25号）による再生資源利用促進計画書（実施書）を監督職員に提出する。

4.4.4

最終処分

最終処分する建設廃棄物及び最終処分場は、特記による。

5 節 処理に注意を要する建設廃棄物

4.5.1

処理に注意を要する建設廃棄物

- (a) 処理に注意を要する建設廃棄物の処理は、特記による。
- (b) C C A処理木材（クロム・銅・ひ素化合物系木材防腐剤処理木材）は、適切な燃焼・排ガス処理設備を有する中間処理施設で処理する。
- (c) ひ素・カドミウム含有石膏ボードは、他の石膏ボードと分別し、製造業者に処分を依頼する。ただし、製造業者による処分が困難な場合は、関係法令等に従い、管理型処分場で処分する。

5章 特別管理産業廃棄物等の処理等

1節 一般事項

5.1.1

適用範囲

この章は、特別管理産業廃棄物等の処理及び回収に適用する。

5.1.2

用語の定義

この章において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「特別管理産業廃棄物等」とは、特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいう。
- (2) 「特別管理産業廃棄物」とは、廃棄物処理法の規定による特別管理産業廃棄物をいう。
- (3) 「特殊な建設副産物」とは、以下の(i)～(iv)によるものをいう。
 - (i) 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)の規定によるフロン、ハロン等の特定物質(以下「特定物質」という。)
 - (ii) 放射性同位元素等の放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)の規定による放射性物質(以下「放射性物質」という。)
 - (iii) 六ふっ化硫黄(SF₆)ガス
 - (iv) 特定化学物質等障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)の規定による特定化学物質等

5.1.3

施工調査

特別管理産業廃棄物等の調査は次による。

なお、分析調査は特記による。

- (1) 特別管理産業廃棄物等の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。
- (2) 特別管理産業廃棄物等に応じた、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。
- (3) 調査結果は調書に取りまとめ、監督職員に提出する。

5.1.4

特別管理産業廃棄物等の処理及び回収計画

特別管理産業廃棄物等の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画、回収計画を定め、

- 1.2.2(a)による施工計画書に記載する。

2節 特別管理産業廃棄物等の保管

5.2.1

工事現場内の保管

- (a) 現場での保管は、雨水のかからない場所とし、種類を表示するとともに、PCB廃棄物を除き、搬出するまでの間のやむを得ない場合においてのみ行うものとする。
- (b) 特別管理産業廃棄物については、廃棄物処理法に規定する「特別管理産業廃棄物保管基準」に従い保管する。

3節 特別管理産業廃棄物等の運搬、処分及び回収の委託

5.3.1

運搬、処分及び回収の委託

- (a) 特別管理産業廃棄物等の運搬、処分及び回収の委託契約は、廃棄物処理法その他関係法令の規定により業者の異なるごとに、個別に書面で行う。
- (b) 特別管理産業廃棄物については、運搬又は処分を委託しようとする者に対し、特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び当該特別管理産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項を文書で通知する。
- (c) 特別管理産業廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物収集運搬業者とする。
なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。
- (d) 特別管理産業廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある特別管理産業廃棄物処分業者とする。
- (e) 特別管理産業廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。ただし、廃棄物処理法の規定による情報処理センターが運営する電子情報処理組織への登録により確認を行う場合は、この限りでない。
- (f) 特殊な建設副産物の運搬、処分及び回収の委託先は、関係法令等の規定によるものとする。

4節 特別管理産業廃棄物の処分等

5.4.1

特別管理産業廃棄物の処分等

特別管理産業廃棄物の処分等は、特記による。

5.4.2

廃石綿等

廃石綿等の処理は、6章 [アスベスト含有建材の除去等] による。

5.4.3

PCBを含む機器類

- (a) 変圧器、コンデンサ、蛍光灯器具の安定器等、PCBを含む機器類は、PCBの飛散、流失等がないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督職員に引渡す。
- (b) 引渡しに当たっては、調書を作成して、監督職員に提出する。

5.4.4

PCB含有シーリング材

- (a) PCB含有シーリング材の分析調査及び撤去は、特記による。
- (b) PCBを含むシーリング材は、PCBが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、監督職員に引渡す。
- (c) 引渡しに当たっては、調書を作成して、監督職員に提出する。

5.4.5

廃油

オイルタンク、オイルサービスタンクの残油は、関係法令等に従い回収し、中間処理施設で再生処理又は焼却処分する。

5.4.6

廃酸・廃アルカリ

- (a) 吸収冷凍機、直だき吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等は、関係法令等に従い製造業者又は専門業者に回収を委託し、吸収液製造業者等で再生処理する。
- (b) 鉛蓄電池の電解液及びアルカリ蓄電池の電解液は、関係法令等に従い回収し、中間処理施設で中和処理等を行う。

5 節 特殊な建設副産物の回収及び処分

5.5.1

特殊な建設副産物の回収及び処分

特殊な建設副産物の回収及び処分は、特記による。

5.5.2

特定物質

- (a) フロン
冷凍機の冷媒は、関係法令に従い登録回収業者に回収を委託し、フロン類破壊業者により破壊又は再生利用する。
- (b) ハロン
ハロン消火設備の消化剤は、関係法令等に従いハロン消火設備設置業者に回収を委託し、再利用又は保管する。

5.5.3

イオン化式感知器

放射性物質を含むイオン化式感知器の回収は、製造業者又は販売業者に委託する。

5.5.4

六ふっ化硫黄 (SF₆) ガス

ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは、製造業者又はガス回収業者に回収を委託し、再使用又は再資源化する。

5.5.5

特定化学物質等

特定化学物質等は関係法令等に従い回収又は処分する。

6章 アスベスト含有建材の除去等

1節 一般事項

6.1.1

適用範囲

この章は、アスベスト含有建材の除去等に適用する。

なお、建築設備に使用されているアスベスト含有材の処理は、特記による。

6.1.2

用語の定義

この章において用いる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1)「アスベスト含有建材」とは、アスベスト含有吹付け材、アスベスト含有保温材等及びアスベスト含有成形板をいう。
- (2)「アスベスト含有吹付け材」とは、アスベストを重量で0.1%を超えて含有する吹付け材をいう。
- (3)「アスベスト含有保温材等」とは、アスベストを重量で0.1%を超えて含有する保温材、耐火被覆板、断熱材をいう。
- (4)「アスベスト含有成形板」とは、上記(2)、(3)以外のアスベストを重量で0.1%を超えて含有する成形板等をいう。
- (5)「除去」とは、建築物等からアスベスト含有建材を取り除くことをいう。
- (6)「保護衣」とは、粉じん、粉じん飛散抑制剤、粉じん飛散防止処理剤の汚れから作業者を保護し、あわせて二次汚染を防ぐためのフード付オーバーオール状の着衣をいう。
- (7)「呼吸用保護具」とは、アスベストを取扱う作業に使用するマスクで、送気マスクの取替式防じんマスク等をいう。
- (8)「HEPAフィルタ」とは、JIS Z 8122に規定する超高性能微粒子フィルタ (High Efficiency Particulate Air Filter) の略称で、 $0.3\mu\text{m}$ の粒子を99.97%以上捕集するフィルタをいう。
- (9)「粉じん飛散抑制剤」とは、処理工事によって発生するアスベスト粉じんの飛散を抑制するための薬液をいう。
- (10)「粉じん飛散防止処理剤」とは、アスベスト含有吹付け材の層からのアスベスト粉じんの飛散を防止するための薬液をいう。
- (11)「高性能真空掃除機」とは、HEPAフィルタ又はHEPAフィルタと同等の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機をいう。
- (12)「負圧除じん装置」とは、アスベスト粉じんの大気への飛散を防止するためのHEPAフィルタ付の設備をいう。

6.1.3

施工調査

- (a) アスベスト含有建材の有無を調査する施工調査は、目視及び設計図書等により製品名、製造所名、製造年等を確認することにより行い、調査結果を取りまとめ監督職員に提出する。
- (b) 施工調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。
- (c) 分析によるアスベスト含有の調査は、特記による。

6.1.4

アスベスト粉じん濃度測定

- (a) アスベスト粉じん濃度測定は、特記による。
- (b) アスベスト粉じん濃度の測定方法は、「JIS K3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法一 第一部：位相差顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による。
- (c) 測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。
- (d) アスベスト粉じん濃度測定における計数分析は、作業環境測定士が行うものとする。

2節 除去工事共通事項

6.2.1

専門工事業者

アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。

6.2.2

作業主任者

アスベスト含有建材の除去に当たっては、石綿作業主任者技能講習又は平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、アスベスト作業主任者を選任し、必要な管理を行わせる。

6.2.3

除去作業員

アスベスト含有建材の除去に従事する作業員（以下「除去作業員」という。）は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）に基づく特別の教育を受けた者とする。また、除去作業員は、一般健康診断、石綿健康診断、じん肺健康診断を受診した者とし、肺機能に異常がない者とする。

6.2.4

表示及び掲示

- (a) アスベスト作業主任者名と職務内容、関係者以外立入禁止、喫煙・飲食の禁止、アスベスト除去作業中等の表示を行う。
- (b) アスベストの有害性、取扱い上の注意事項、使用すべき保護具の掲示を行う。

- (c) 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ（労働基準監督署への届出内容、粉じん飛散抑制措置、ばく露防止措置等）」を周辺住民の見やすい場所に掲示する。

6.2.5

保護具・保護衣

作業者は、作業内容に応じた呼吸用保護具、保護めがねを使用するとともにアスベストが付着しにくく、付着したアスベストが容易に除去できる作業衣又は保護衣を着用する。

3節 アスベスト含有吹付け材の除去

6.3.1

作業場の隔離等

- (a) 除去に伴い、アスベストの作業場から外部への飛散防止及び処理を行わない他の部位への汚染を防止するため、プラスチックシート等を用いて隔離する。
- (b) 隔離した作業場内は、負圧除じん装置により、常時負圧を保つ。
- (c) 隔離した作業場への出入りによるアスベスト粉じんの二次汚染を防止するため、前室、洗浄室及び更衣室の3室で構成するセキュリティゾーンを設置する。
- (d) 更衣室には洗眼又はうがいの設備を設ける。ただし、現場内の他の場所にこれらの設備を設ける場合はこの限りでない。
- (e) 洗浄室にはエアシャワー設備又は温水シャワー設備を設ける。

6.3.2

工法

- (a) 除去工法は、特記による。特記がなければ以下による。
 - (1) アスベスト含有吹付け材を粉じん飛散抑制剤等により十分に湿潤化し、その後に除去する。
 - (2) 除去するに当たっては、飛散抑制剤等の効果を確認し、ケレン棒等によりアスベスト含有吹付け材を掻き落とす。
 - (3) 付着しているアスベスト含有吹付け材が残った場合は、再度湿潤化し、ワイヤーブラシ等を使用して取り除く。
 - (4) 十分に除去が行われたことを確認した後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。
- (b) 除去物及び汚染物等
除去したアスベスト含有吹付け材等の処理は以下により、適用は特記による。特記がなければ、密封処理とする。
 - (1) 密封処理（二重袋梱包）
 - (i) 除去作業場所において、除去したアスベスト含有吹付け材は、適宜、プラスチック袋の中に入れ、粉じん飛散抑制剤等を散布することにより湿潤化して、密

封する。

(ii) 前室で高性能真空掃除機により、プラスチック袋に付着している粉じんを除去する。

(iii) 前室又は洗浄室で、更にプラスチック袋をかぶせ、密封し、「廃石綿等」である旨の表示を行う。

(2) セメント固化

(i) アスベスト含有吹付け材をセメントによって固化する場合は、アスベストが飛散しないように十分な強度が得られる配合とする。

(ii) プラスチック袋で二重にかぶせ、密封し、「廃石綿等」である旨の表示を行う。

(3) 汚染物等

隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、除じん機フィルタ等も(1)により処理する。

6.3.3

除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等

(a) 除去したアスベスト含有吹付け材等の保管、運搬及び処分は、以下による他、5.3.1 [運搬、処分及び回収の委託] による。

(b) 除去したアスベスト含有吹付け材等を搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の内装材等と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることの表示を行う。

(c) 除去したアスベスト含有吹付け材の処分

(1) 密封処理又はセメント固化したものは、特別管理産業廃棄物として、管理型処分場に埋立処分する。

(2) アスベスト含有吹付け材を熔融固化する場合は、アスベストの中間処理に適する熔融施設によって行う。

6.3.4

確認及び後片付け

(a) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

(b) 監督職員の立会いのうえで、除去が十分行われていることを、目視により確認する。

(c) 養生用のプラスチックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に、粉じん飛散抑制剤を散布する。

(d) 壁面等の養生用のプラスチックシートの撤去は、負圧除じん装置を十分に吸引・ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。

なお、シートは、取り外して粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。

(e) 養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。

- (f) 床養生用プラスチックシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスチック袋に入れる。
- (g) 養生用のプラスチックシート等の廃棄物は、6.3.2(b)により、処理等をする。
- (h) 後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。

4節 アスベスト含有保温材等の除去

6.4.1

養生等

- (a) アスベスト含有保温材等の除去に伴い、アスベストの作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。
- (b) アスベスト含有保温材等の除去作業を行う施工範囲は、当該作業員以外立入禁止とする。
- (c) アスベスト含有保温材等の除去にあたり、掻き落とし・破砕・切断による方法の場合又は特記により作業場の隔離を行う場合は、3節 [アスベスト含有吹付け材の除去] を適用する。

6.4.2

工 法

- (a) アスベスト含有保温材等の除去は、原則として粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に、「手ばらし」で行う。
「手ばらし」以外の場合は、3節 [アスベスト含有吹付け材の除去] による。
- (b) 除去したアスベスト含有保温材等の処理方法は、6.3.2(b)により、密封処理する。

6.4.3

除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等

除去したアスベスト含有保温材等の保管、運搬及び処分は、6.3.3 [除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等] による。

6.4.4

確認及び後片付け

- (a) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃する。
- (b) 監督職員の立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認する。

5節 アスベスト含有成形板の除去

6.5.1

養生等

- (a) アスベスト含有成形板の除去に伴い、アスベストの作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。
- (b) アスベスト含有成形板の除去作業を行う施工範囲は、当該関係者以外立入禁止とする。

る。

6.5.2

工 法

- (a) アスベスト含有成形板の除去は、原則として散水等により湿潤化した後に「手ばらし」で行う。
- (b) やむを得ず破壊しなければならない場合は、十分に湿潤化した状態で作業を行う。
- (c) 除去したアスベスト含有成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことその他、粉じんの飛散防止に努める。
- (d) 破砕されたアスベスト含有成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスチック袋に入れる等飛散防止の措置を講ずる。

6.5.3

除去したアスベスト等の保管、運搬、処分等

- (a) 除去したアスベスト含有成形板の保管、運搬及び処分は以下による他、4.3.1 [運搬及び処分の委託] による。ただし、処分は原形のまま埋立処分とし、それにより難しい場合は、監督職員と協議する。
- (b) 除去したアスベスト含有成形板を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、アスベスト等の保管場所であることの表示を行う。
- (c) アスベスト含有成形板の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。

6.5.4

確認及び後片付け

- (a) 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃する。
- (b) 監督職員の立会いのうえで、除去が十分行われていることを目視により確認する。